

十六TT証券

外貨送金手数料負担サービスのご案内

十六TT証券に外貨をご送金いただいた際に、お客さまが送金元の金融機関にお支払いされた外貨送金手数料を当社のお客さま口座に円貨でご入金いたします。

サービスの対象となる条件

- 1回の外貨送金にて下記の通貨別対象金額をご入金いただき、かつご入金いただいた外貨資金で同額以上の外貨建て商品をお買付いただいた場合。
- 外貨送金手数料のお支払い内容を証明できる書類のご提出。

対象通貨(※1)	対象金額
 米ドル(USD)	1万米ドル以上
 ユーロ(EUR)	1万ユーロ以上
 イギリスポンド(GBP)	1万英ポンド以上
 オーストラリアドル(AUD)	1万豪ドル以上
 ニュージーランドドル(NZD)	1万NZドル以上

(※1) 対象通貨については変更になる場合がございます。
詳しくはお取引のある部店までお問い合わせください。

対象通貨(※1)	対象金額
 スイスフラン(CHF)	1万スイスフラン以上
 カナダドル(CAD)	1万カナダドル以上
 香港ドル(HKD)	10万香港ドル以上
 南アフリカランド(ZAR)	10万南アフリカランド以上
 メキシコペソ(MXN)	10万メキシコペソ以上
 トルコリラ(TRY)	2万トルコリラ以上

サービスの対象となるお買付商品

- 外貨建て商品(※2)・外貨建MMF

(※2) 外国株式委託取引の場合は当該送金手数料範囲内で委託手数料の20%を返金額(円未満切捨て)とします。

(※3) 「基本手数料」「電信料」「支払銀行手数料」「リフティングチャージ」「外貨取扱手数料」「ケーブルチャージ」「関係銀行手数料」「付替手数料」「コルレスチャージ」「ミニムチャージ」「最低手数料」等

対象の外貨送金手数料

- 「外貨送金手数料」相当額を全額(※2)
- 金融機関により名称が異なりますが、「送金手数料」以外(※3)の手数料につきましても返金の対象となります。

お手続きの流れ

- ① 金融機関で当社指定の口座へ外貨送金のお手続きを行ってください。
- ② ご送金手続き後、金融機関から発行される送金依頼書、計算書等(名義・送金日・送金額・外貨送金手数料が確認できる書類)の写しを、送金依頼日から3ヵ月以内に当社にご提出ください。
- ③ 当社で入金及び外貨建て商品ご購入の確認を行った後、すみやかに外貨送金手数料を当社のお客さま口座に円貨(※4)で入金いたします。

(※4) 外貨建てで外貨送金手数料が表示されている場合は、当社に着金した日の当社基準レート(午前10時の仲値)で円換算した金額(円未満切捨て)を適用します。

外国株式の取引には、外国金融商品市場等における委託取引と国内店頭取引の2通りの方法があり、当該取引には所定の手数料等(委託取引の場合は約定代金に対して上限1.430%(税込)の委託手数料及びその他現地手数料等(当該諸費用は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。)、国内店頭取引の場合は原則として2.50%の手数料相当額、等)をご負担いただく場合があります。●外貨建債券を買付ける場合は、購入対価のみをお支払いいただけます。円貨と外貨を交換する際の為替レートは、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものといたします。●外国籍投資信託を買付ける場合は、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬などの諸経費等をご負担いただく場合があります。●外国株式や外国籍投資信託は主に国外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や、為替の変動等により、損失を生じる恐れがあります。●外貨建債券の価格は、金利変動等により上下しますので、償還前に売却する場合には投資元本を割込むことがあります。また、為替相場の変動等による損失を生じるおそれがあります。●手数料等およびリスクは、金融商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面等や目論見書およびお客さま向け資料をよくお読みください。



十六TT証券

商号等：十六TT証券株式会社 金融商品取引業者
東海財務局長(金商)第188号
加入協会：日本証券業協会